

平成 29 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果(概要)

1 実施した監査

収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務及び財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務が、法規性、経済性、効率性及び有効性の視点から適正に行われているか監査を行った。

2 監査の対象

定期監査(11 部局)
収入事務、支出事務、財産管理事務その他の財務事務 会計課、総合政策部、総務部、産業経済部、市立病院事務部、上下水道部、消防本部、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、公平委員会事務局、議会事務局
財政援助団体等監査(5部局が所管する 40 団体)
財政援助団体等の財政的援助に係る出納その他の事務 総合政策部(19)、総務部(1)、産業経済部(14)、市立病院(5)、農業委員会事務局(1)

3 監査の結果

支出事務に関連して6件、財産管理事務に関連して1件及び財政援助団体の事務に関連して2件の指摘を行った。

4 指摘事項

(1) 支出事務(予算執行に関する事務を適正に行うべきもの)
地方自治法では、支出負担行為は予算の定めるところに従わなければならないと定めているが、予算がないまま支出負担行為を行っているものが見られた。
(2) 支出事務(物品等の調達を適正に行うべきもの)
指摘の対象となった物品等は本来一度にまとめて発注が可能なものであるが、短期間に特定の1者に対し、消耗品等を分割発注しているものが見られた。
(3) 支出事務(契約の締結に関する事務を適正に行うべきもの)
給食材料の単価契約において、見積単価が予定価格を超えているにもかかわらず、契約を締結しているものが見られた。また、診療材料の単価契約において、予定価格が定められていない品目の購入契約を締結しているものが見られた。
(4) 支出事務(旅費に関する事務を適正に行うべきもの)
公務出張において航空機を利用した場合は、航空運賃、搭乗年月日、搭乗区間等が記録された旅行会社等の発行する領収書を添付し、精算しなければならないが、必要な領収書を添付していないものが散見された。

(5) 支出事務(補助金の使途を適正に確認すべきもの)

当該団体への補助金は運営費の一部を補助するものであるが、収支決算書を確認したところ、補助対象経費の基準が定められていないため、補助金がどの経費に充てられたのかを特定することができない状況であった。

(6) 支出事務(前渡資金に関する事務を適正に行うべきもの)

市立病院事業財務規則では、資金前渡を受けた職員は支払終了後7日以内に証拠書類を添付して精算しなければならないと定めているが、支払終了後7日以内に精算されていないもの、精算により戻入すべき現金を長期間金庫内に保管していたものが見られた。

(7) 財産管理事務(ハイヤーチケットの管理を適正に行うべきもの)

ハイヤーチケット取扱いは、受入れ又は払出しの都度、受払簿に記載して残数を正確に把握すべきであるが、受入れの記載がないもの、日付や払出先の記載がないものなどが見られた。

(8) 財政援助団体の事務(現金出納事務を適正に行うべきもの)

「現金出納事務等のガイドライン」では、財政援助団体の収入及び支出については、伝票を作成し、現金出納簿を備えることを規定しているが、いずれも作成されていないものが見られた。

(9) 財政援助団体の事務(支出根拠を明確にすべきもの)

当該団体において、出演者等に支出している補助金や謝礼金、協賛金の支給対象要件や支給額の算出方法が定められておらず、支出の根拠が不透明であった。

5 監査意見

(1) 分割発注について

分割して契約しなければならない特別の理由が認められず、一度に発注が可能であるにもかかわらず、分割して発注し、短期間に同一の相手から給付を受けていた。2年連続の指摘であり適正な契約手続が確保されるように改善に向けた取組を望む。

(2) 契約事務の執行について

予算の裏付けのない契約の締結や予定価格を超えた額での締結などが見られた。財務の基本原則を常に意識した丁寧な事務処理が必要と思われる。

(3) 補助金交付事務の適正な執行について

補助対象経費があいまいなものや対象事業のどの部分に充てられたか等の確認が不十分なものが見られた。財政部においては本年4月1日から補助金交付に関する規則の施行に向けた準備が進められており、新しいルールの下で適正な事務執行が確保されるよう求める。

(4) 要綱、要領等の庁内情報提供について

庁内で取扱いを定めるような要綱や要領については、庁内イントラネットに掲載するなど、職員が容易に確認できるような対応が必要である。

(5) 指摘の有効活用について

定期監査の指摘事項は、行政運営の改善に向けた視点の提供として、有効活用されるよう強く求めるものである。